

## 保険業法による自主共済規制に反対する決議

1. 昨年4月より、「改正」保険業法が施行されました。

同法は、それまで「不特定の者を相手方」とし営利を目的とする保険を「保険業」の要件とするものでした。

しかし、「改正」保険業法からは「不特定の者を相手方」とする要件を外したために、団体構成員とその家族等の「特定の者を対象」とし、非営利を原則として、かつ構成員により自主的に運営されている、いわゆる自主共済までが、この保険業法の規制を受けることとなりました。
2. これにより、一部の適用除外団体を除いて、自主共済を運営している団体が共済事業を続けるには、2008年3月31日までに、株式会社又は相互会社を設立し、少額短期保険業者の登録、または保険会社の免許を受けなければならなくなりました。

しかし、少額短期保険業者もしくは保険会社として運営するには、多額の資金及び経費が必要となり、実際に共済事業を廃止した団体も少なくなく、自主共済を運営している団体は、共済の存続自体が困難となっています。

事実、今日までに少額短期保険業者として登録できたのは、営利目的で共済を運営していたわずか数社にすぎません。
3. 保険業法の「改正」は、「オレンジ共済事件」など「共済」の名を騙った詐欺事件の防止及び経営破綻からの消費者保護が主な「改正」理由とされました。

しかし「共済」の名を冠しながら「不特定の者を相手方」としているのであれば、実質的にはそれは「保険」であり、「改正」前の保険業法で十分規制できたはずであり、この理由は口実にすぎないものです。

また、これまで経営破綻をきたしたのは「不特定の者を相手方」とし、かつ営利を目的とした多くの生損保の営利保険会社であり、これらの破綻した保険会社は、その責任を消費者保護とはうらはらに、消費者の自己責任に破綻責任を転嫁してきました。

さらに今日、多くの営利保険会社の「保険金不払い」が社会問題化し、まさに「消費者保護」の観点から、「規制」すべきは「不特定の者を相手方」として営利を目的としている「保険」です。

「消費者保護」という概念は、消費者が自らの責任で、健全かつ民主的に運営している自主共済には全く該当しないものです。
4. 在日米国商工会議所は、保険業法「改正」に先立つ2003年8月「無認可共済（自主共済）は遅滞なく金融庁及び保険業法の管理下におかれるべきである」との意見を発表し、アメリカ政府も、2004年10月「日米規制改革及び競争政策イニシアティブに基づく日本政府への米国政府要望書」（年

【裏面に続く】

次改革要望書)において、「日本の保険市場において相当な市場シェアを有している共済」について、「保険と同等な競争条件を整備すること」を要求してきました。

また、日本の社団法人生命保険協会も、自主共済に対して、保険業法による一元的規制を行うべきとの意見書を提出しました。

特定の者を対象とした自主共済を、保険業法によって規制対象とした真の理由は、アメリカ及び日本の保険業界の要請によるものであり、ここに今回の保険業法「改正」の真の理由が存在することは明らかです。

5. 団体が構成員の互いの助け合いとして実施している自主共済は、団体加盟者の団結を保持し、構成員相互の福利と厚生を図る、当該団体固有の重要な組織活動の一環をなすもので、これに保険業法を適用し、且つ規制を行うことは、「結社の自由」を規定する憲法21条に違反するものです。
6. 私たちは、自主共済を運営している様々な団体が、共済事業を続けるために、保険業法の適用除外を求める広汎な運動を進め、かつ、国会でも保険業法による規制対象について再考すべきとの声が広がっている情勢をふまえ、本日の集会の意志として下記事項を確認し、共同して行動します。

- (1) 2008年3月31日を期限とした、「改正」保険業法の完全実施を、当面延期すること。
- (2) 保険業法を見直し、「不特定の者を相手方」として、営利を目的とするものを保険とした旧法の定義を復活し、特定の団体構成員およびその家族を相手方として、民主的かつ健全に自主共済を運営してきた団体を、保険業法の適用除外とすること。
- (3) 共済は、生活の再建や被った損害など、その共済目的に見合う最低限の担保が必要とされるべきもので、かつ、実施する団体の実情に応じて自主的に決定されるべきものであり、これらを規制する動きには反対します。

以上決議します。

2007年11月26日

共済懇話会・京都 設立総会